

佐賀県告示第 525 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 13 条第 1 項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定し、平成 28 年 11 月 2 日から施行する。

平成 28 年 11 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「BAD Father IV」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「Crow」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「EMPEROR」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Fang」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「TRANCE LEMON GOLD（販売名が Trance Lemon GOLD【Spark】であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「ecstasy（販売名がエクスタシー 2 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「ZOMBIE COOL」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「LEMON xtc（販売名がレモン XTC であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

の

- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「G0（販売名が剛であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「JIN（販売名が仁であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「Dr.boost PureLemon（販売名が【Hard・Sexy】Dr.boost PureLemon であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「Acme Moon」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「Acme Sun」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「Burning」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (15) 次の写真に示すとおり、被包に「CRASH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (16) 次の写真に示すとおり、被包に「Deep Throat」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (17) 次の写真に示すとおり、被包に「Erotic Glide」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (18) 次の写真に示すとおり、被包に「HARD」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (19) 次の写真に示すとおり、被包に「Jack-o-Lantern」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (20) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE JUICE（販売名が LOVE JUICE

であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(21) 次の写真に示すデザインを付して「MAMUSHI」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの

(22) 次の写真に示すとおり、被包に「Nightmare」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(23) 次の写真に示すとおり、被包に「Phase Lemon TX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(24) 次の写真に示すとおり、被包に「PORN QUEEN（販売名が PORN Queen であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(25) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX CARNIVAL（販売名が SEX Carnival であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(26) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX Panther」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(27) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXY TREAT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(28) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX BOMBER XX（販売名が SEX ボンバーXX4 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(29) 次の写真に示すとおり、被包に「SEX BOMBER XXX（販売名が SEX ボンバーXXX4 であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(30) 次の写真に示すとおり、被包に「SPeAR（販売名が SPEAR であるもの

- を含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (31) 次の写真に示すとおり、被包に「VOLCANO」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (32) 次の写真に示すとおり、被包に「Zeus（販売名が ZEUS であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (33) 次の写真に示すとおり、被包に「ZURG（販売名が Zurg であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (34) 次の写真に示すデザインを付して「アル de ミント」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (35) 次の写真に示すデザインを付して「ズブ濡れ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (36) 次の写真に示すとおり、被包に「Dorothy LOVE（販売名がドロシー LOVE であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (37) 次の写真に示すとおり、被包に「Dorothy VTC（販売名がドロシーVTC であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (38) 次の写真に示すとおり、被包に「กระตุ้นเศรษฐกิจ（販売名が กระตุ้นเศรษฐกิจ（刺激）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (39) 次の写真に示すとおり、被包に「ความสุข（販売名が ความสุข（快樂、幸せ）であるものを含む。）」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (40) 次の写真に示すデザインを付して「強！コブラ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの

- (41) 次の写真に示すデザインを付して「狂」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの
- (42) 次の写真に示すとおり、被包に「響 GOLD (販売名が響ゴールドであるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (43) 次の写真に示すとおり、被包に「極 MAX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (44) 次の写真に示すとおり、被包に「飛龍 (販売名が飛龍 For CHN であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (45) 次の写真に示すとおり、被包に「敏感スプラッシュ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (46) 次の写真に示すとおり、被包に「悶絶とろとろ2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (47) 次の写真に示すとおり、被包に「乱 SEXY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (48) 次の写真に示すとおり、被包に「AGEHA」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (49) 次の写真に示すとおり、被包に「Fusion」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (50) 次の写真に示すとおり、被包に「GOD POWER (販売名が GOD power 2であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (51) 次の写真に示すとおり、被包に「GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (52) 次の写真に示すとおり、被包に「V.0 azzurro」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

- (53) 次の写真に示すとおり、被包に「V.0 Rosso (販売名が V.0 Rosso であるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (54) 次の写真に示すとおり、被包に「EGOIST (販売名がエゴイストであるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (55) 次の写真に示すとおり、被包に「ENERGY POWDER (販売名がエナジーパウダーであるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (56) 次の写真に示すとおり、被包に「SEVEN (販売名がセブンであるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (57) 次の写真に示すとおり、被包に「そのままエロス POWDER (販売名がそのままエロスであるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (58) 次の写真に示すとおり、被包に「ZOMBIE ICE (販売名がゾンビアイスであるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (59) 次の写真に示すとおり、被包に「HIGH TENSION (販売名がハイテンションであるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (60) 次の写真に示すとおり、被包に「LOVE (販売名がフラミンゴであるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (61) 次の写真に示すとおり、被包に「BLUE Magic ICE (販売名がブルーマジックアイスであるものを含む。)」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
- (62) 次の写真に示すとおり、被包に「Love POWDER Merry go round (販売

名がラブメリーゴーランドであるものを含む。) 」と表示のある製品であ
って、その内容物が粉末のもの

(63) 次の写真に示すとおり、被包に「覚暴」と表示のある製品であって、
その内容物が粉末のもの

(「次の写真」は、省略し、その写真を佐賀県健康福祉部薬務課に備え置
いて、及び佐賀県ホームページにおいて縦覧に供する。)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、吸入、摂取その他の方法により
身体に使用されるおそれがあると認められるため